

# 經濟論叢

第129卷 第3号

---

哀 辞

故堀江英一名誉教授遺影および略歴

|  |       |    |
|--|-------|----|
| 高年労働者対策に関する一考察……………前                   | 川 嘉 一 | 1  |
| ファッション戦略, 組織間関係, 組織行動<br>および企業業績……………赤 | 岡 功   | 15 |
| ペルー海岸部アシエンダの近代化について…………竹               | 内 勉   | 40 |
| 交換性回復と先物為替市場介入……………羽                   | 鳥 敬 彦 | 59 |
| 関一と大阪市営事業……………関                        | 野 満 夫 | 77 |

追 憶 文

|                        |       |     |
|------------------------|-------|-----|
| 堀江英一先生の人柄と学問……………後     | 藤 靖   | 97  |
| 工場から企業へ——堀江先生の晩年のお仕事…下 | 谷 政 弘 | 103 |

---

昭和57年 3 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# ペルー海岸部アシエンダの近代化について

竹 内 勉

## I

後進国ペルーの農業近代化は、「商業社会」の生成に際してのそれであることによって先進国における「農業構造改善事業」<sup>1)</sup>における近代化とは別である。しかし、かかる過程は第2次大戦後の植民地制度の崩壊と同体制の弛緩のもとでの不可避的な過程であるという世界史的意味において一般性を有している。

ペルーの近代資本主義世界への全面的な参加、すなわち世界市場への編入は形式的には19世紀初頭におけるスペイン重商主義体制からの解放と共に始まる。実質的には、従ってグアノ *guano* 輸出<sup>2)</sup>を主とする全く局部的な参加の段階からさらに進んでより多数の人口の生活過程が資本の世界的運動と直接的な係わりを有するようになる、農業国としての世界市場への参加、すなわち農産物輸出を中心とする段階への移行は、チリとの戦争（1879-84年）の後のことで19世紀末特に20世紀に入ってからのこととなる。それは蔗作に始まり今世紀に入ってから綿作を加え、この二品目を支柱として現在に至る。この二部門は、しかし、現在までの一世紀間に同じ比率をもって存在してきたのではない。スペイン植民地時代にすでに一定の重要性を獲得していた蔗作が、黒人奴隷の輸入に支えられてかなり大規模に営まれており19世紀を通じて重要な輸出品であり続けたのに対して、綿作は同じく植民地時代にすでに登場していながら輸出品として現われるのは南北戦争（1861-65年）に際してのイギリス綿業資

1) 加用信文「日本農法論」1972年、248ページ。

2) G. V. Levin, *The Export Economies*, 1960, pp. 36-7. 参照。

本原綿確保策の追求のうちにおいてであり、本格的な輸出品としての登場は、キューバに代表される新興産糖国が世界市場に参入してくることによって、劣悪な生産条件に規定されてペルー糖業が世界市場での競争力を失い始めることになる20世紀の開幕を待たねばならなかった<sup>3)</sup>。綿作は原糖市場におけるかかる国際競争の激化の内に劣位化するペルー糖業のいわば後釜として普及するのである。

ところで、この二品目はいずれもラテンアメリカ（以下 LA と略記する）特有のアシエンダと呼称される農業制度下において栽培されてきた。このように発展した輸出農業生産を行い、自由な賃労働者も生まれているとみなされる地帯の存在があるにもかかわらず、本来の「近代化」がペルーの農業地帯全体において生じつつあるというのは一見不当のように思える。実際、ペルーのコスタ *Costa*（海岸部）のアシエンダはすでにあらかた近代化を果しているとする見解がむしろ一般的に行われている。

たとえば、1960年代に LA 7カ国の農業構造について調査研究を行い、その成果の要約が1973年に公表された CIDA（Centro Inter-Americano de Desarrollo Agrícola, 米州農業開発センター）の文献<sup>4)</sup>は、ペルーの大土地所有の類型を農業地帯<sup>5)</sup>別に区分したうえで、コスタのそれをさらに2類型に分け、一つを「近代的、商業的」と規定し、他を「過渡的」と断じ、またシエラ

3) ペルー綿および同綿作については、次の文献を参照。R. Thorp and G. Bertram, *Peru, 1890-1977; Growth and Policy in an Open Economy*, 1978, p. 54.

4) S. Barraclough (ed.), *Agrarian Structure in Latin America*, 1973.

5) ペルーの農業地帯には他にセルバ *selva*（森林地帯）があって、3地帯に区分される。その特質は一般に解説されているところであるから、ここではくり返さない。なお、アシエンダあるいはラティフンディア *latifundia* というとき、それは「地主経営」を指している。この農業制度がペルーの社会において有する社会的、経済的勢力の大きさは、次の事件に象徴的に現われている。CIDA のペルーに関する報告書 *Tenencia de la Tierra y Desarrollo Socio-Económico del Sector Agrícola, Peru*, 1966. は、この国では禁書に等しく、その中心執筆者である R. レッツ (R. Letz) は投獄され、後に国外追放の処置に付せられたという。(J. Brodsky and J. Oser, "Land Tenure in Peru: A CIDA Study." *The American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 27, pp. 405-06.) 従って、公表されたその要約が原書の内容を正当に反映しているかどうか筆者には疑問であることをお断りしておく。CIDA については、*Ibid.*, p. 405 参照。

sierra (山地部) のそれを、体罰制度も存在する封建的な性格を有するものと規定している<sup>6)</sup>。

コスタの大土地所有の第1類型は耕地面積にして8万～9万 ha の規模で、大蔗園を含む。第2類型は同じく30万 ha で、その大規模農業経営は、近代化の進んだ段階にある。これらの大農園は通常国内市場および国際市場と結びついている。主要作物の甘蔗、綿花の他にとうもろこし、米、豆類、蔬菜、果実が栽培され、さらに牧草の作付も行われている。

大農園は、秀れた信用機関（農業開発銀行、商業銀行など）の便宜を受ける。また労使関係は比較的進んだ水準にある<sup>7)</sup>、と。

また、最近の別の研究はコスタの農業経営について次のように述べている。特に20世紀に入ってから農業はシエラよりもコスタでより資本集約的となった。大農園の所有者は、農学や農場経営の教育を受け、改良投資を行い、農学者をも雇用して能率の最大限化をはかった。かれらは、19世紀における創設以来1969年まで政府に影響力を与えていた利益集団である「全国農業会」SNA の中心メンバーであった<sup>8)</sup>。この文献は、シエラの労働地代の支払段階にある隷農制とコスタの賃労働制とを対比させている<sup>9)</sup>。

CIDA の研究が与えている類型は、まず通説といってよいであろう。シエラに存在する様々な名称を有する隷農は、コスタではほとんど一掃されているからである。コスタの労働力は専門技術者を中心とする常雇い労働者と収穫期に雇用される臨時雇い労働者からなっていると、先の研究書は述べている<sup>10)</sup>。

この立場からすれば、ペルー農業の本来の近代化は地帯的にも部分的な課題だということになるであろう。だがはたしてそうなのであろうか。

何よりも1968年に始まる急進主義的軍人を中心とする軍政が、近代化の未完

6) S. Barraclough, *op. cit.*, pp. 255, 261

7) *Ibid.* p. 255

8) P. S. Cleaves and M. J. Scurrah, *Agriculture, Bureaucracy and military Government in Peru*, 1980, p. 33.

9) *Ibid.* pp. 33-4.

10) *Ibid.* p. 33.

了であることを明らかにしたのではないであろうか。新政権が、まず新農業改革法（1969年）を実施に移したのは、<sup>11)</sup> コスタ北部の技術的に最も進んでいる地域であった。それはコスタの輸出農業企業を除外して、シエラを主な対象とした前政権（ベラウンデ *Belaunde*, 1963-68年）の農業改革の方針<sup>12)</sup> と全く対立するものであった。この変化は一つの謎ともいうべきものであるが、そのねらいについて、一研究はこの国の権力の中核である寡頭制を破壊し、労働組合指導者を失脚させることであったと述べている<sup>13)</sup>。政治学的には、この判断は正しいであろうが、経済学的にはなぜ私企業ではなく生産協同組合<sup>14)</sup>の形態が生れるのかというように、なお検討を要する問題があるであろう。

その代表作が世界的な古典のうちに入っているマリアテギは、コスタの輸出向け農業の発展が西欧資本主義による LA 諸国の経済的植民地化に完全に屈したものであることを指摘した上で、この地域の大地所有が技術的に進んだ段階に達していると述べている。ただし、かれは、その経営が封建的な慣行と原理に基いていることの指摘を忘れていない<sup>14)</sup>。問題はかれのこの分析が現代ではもはや妥当しなくなったといえるのか否かということであろう。この国の農業の近代化の特殊な性格を論じることによって、一定の解答が与えられるのではないだろうか。

## II

近代化 *modernizaiton*<sup>15)</sup> は伝統的な (traditional) 社会の否定の過程を表現

11) この方針は CIDA の規定に照応している。それは農民の土地不足に一応対応するが、大地所有制の根幹に触れない温和な性格のもので、それも遂行を困難にする複雑な規定を備えたものであった。R. King, *Land Reform; A World Survey*, G. Bell & Sons, Ltd., 1977, p. 85.

12) G. D. E. Philip, *The Rise and Fall of the Peruvian Military Radicals*, 1968-1976, University of London, 1978, p. 121.

13) 石井章「ペルーの農業改革と農業共同経営」、斎藤仁編「アジア土地政策論序説」1976年、所収、参照。この法律制定の決定的な動機は、学生の政治活動を抑圧する措置に抗議するシエラに発生した学生の暴動であったという。なお審議中であった法案は、15時間の連続討議を経て採択され、この国の砂糖生産の約90%を支配する8企業が接収されたのは、法案採択の翌日であった。G. D. E. Philip, *op. cit.*, p. 119.

14) J. C. Mariátegui, *Siete Ensayos de interpretación de la realidad peruana*, Editorial

するものであるが、広くは社会全般の変革について使用されるとともに個別社会についてもその変化を表現するものとして、二重の用法をもつものといえるであろう。しかし、このような区別はいわば形式的であって、本質的には社会全体の問題に属するものであり、個別的な近代化といえども全体を離れて考えられるものではない<sup>16)</sup>。ただ過渡的な社会にあっては、このような個別差が顕著に看取される事態が生まれ、二重社会あるいは二重構造<sup>17)</sup>とも表現されることになる。経済的社会構成としてみるかぎり、資本制生産の世界的な拡張過程において、そのインパクトのもとに、確かに多数の過渡的なウクライドを含む社会が、従来いくつも現われてきたし、同じ現象は現在も世界の「後進」地域に一般的に観察される場所である。従って、ペルー社会について、また広くは LA 社会について、その農業社会で支配的な制度について、近代あるいは伝統的という区別の分析が理論的、経験的に追求されてきたことは当然のことなのである。ただ、この地域は、従来国民的統一の方向よりは地域社会の部分的な世界市場への参加の方向を主要な面としてきたことがあるため、いわゆる後進国について指摘されるのとは異なった特質が生じてくるのであり、近代的なアジェンダもかかる植民地的生産をもっぱらとしながら生れてくることになる。そのために、社会発展におけるこの植民地的特殊性が、学問的には国民的統一の方向が社会全体に生じているか否かを問うことなく単なる類型論に従って近代化の規定を与えるという研究を生むこととなっているのである。総じて「二重構造」論や「複合社会」論の登場する背景はここにあり、LA 研究においてもそれは例外ではない。かなりの成果を残してきたアメリカ人類学の研究の性格も同一方向にあるように思われる。

Universitaria, S. A., 1955. pp. 61, 64. 初版は1928年。

- 15) その経済的内容は、ここでは前資本制社会から資本主義社会への転化、資本制生産様式の成立であると解する。すなわち、商品、貨幣、資本の成立の過程であり、労働市場形成の過程であると考える。
- 16) A. スミスが、その分業論において、作業場内の分業の発展と社会的分業の発展の密接な関連に注目したのは全く正しいのである。A. Smith, *Wealth of Nations*, Vol. I, Ch. 1.
- 17) たとえば、G. ランベールが、この立場に立つ。J. Lambert, *Latin America, Social Structure & Political Institutions*, 1967.

それゆえ、最近の LA の土地と労働に関するシンポジウムにおける総括的な議論<sup>18)</sup>が、これをもって農業企業の型を規定するものとして位置<sup>19)</sup>づけ、狭義の LA 農業社会論から一応除外する特殊な扱いを示したのもまた理由の無いことではない。とはいえ、このシンポジウムがその重要性をこの位置づけによって決して否定することとなっているのではないことは、プランテーションとアセンダとを区別して、(その正否は別として)古典的な定義を行なった E. ウルフと S. ミンツの業績<sup>20)</sup>をかかせる分野の研究の出発点とでもいうべき位置におき、その定義が「全文引用に値する」<sup>21)</sup>と述べていることから十分を知ることができる。しかし、私はここでは先の両人の共同研究の成果の上立ってペルーの現地調査を敢行し、その成果の上立って先行の業績を批判的に撰取した S. ミラーの研究結果<sup>22)</sup>に言及したいと思う。それは、類型論や二重構造論に顕著に見られる「伝統的」部門と「近代的」部門とのかかなり固定的で機械的な分離の弊をみごとに破った研究である。それは、先に紹介した英国でのシンポジウムの報告書の規定だけでは済まない、労働市場形成論となっている。

まず出発点となる問題のウルフとミンツの定義を紹介しておこう。アセンダに関するそれは次のようである。「支配する土地所有者と従属する労働力とにより経営され、稀少な資本を用いて小規模な市場に供給するべく組織された農園であって、そこでは生産諸要素が資本蓄積のためばかりではなく、所有者の社会的身分への渴望を充足するためにも使用されることになっている。」<sup>23)</sup>

これに対して、ミラーは、ペルーには多種類のアセンダの編成があって、

18) K. Duncan and I. Ruteledge (ed.), *Land and Labour in Latin America, Essays on the Development of Agrarian Capitalism in the Nineteenth and Twentieth Centuries*, 1977.

19) *Ibid.*, pp. 5-7.

20) S. W. Mintz and E. R. Wolf, "Haciendas and Plantations in Middle America and the Antilles", *Social and Economic Studies*, 1957, Vol. VI, pp. 380-412.

21) K. Duncan and I. Ruteledge, *op. cit.*, p. 5.

22) S. Miller, "Hacienda to Plantation in northern Peru: the process of proletarianization of a tenant farmer society", in Julian H. Steward (ed.), *Contemporary Change in Traditional Societies*, 3 vols. 1967, Vol. I.

23) S. W. Mintz and E. R. Wolf, *op. cit.*, p. 380.

それは上の定義と重要な点で相違するとし、そのようなアシエンダ類型として次の二つを与えている。第1は、鉱山会社やプランテーションに貸出されるものである<sup>24)</sup>。企業はアシエンダの食料と労働力を当てにして借地する。借地人 lessee はアシエンダの改善に投資して、その剰余生産物を増大させて利益を得るのではない。つまり、こうである。そこは単に必要労働の支出が旧来のまま行われるに委せるのであって、借地の眼目は鉱山やプランテーションという借地人が別に有する生産の場で小作人の剰余労働を支出させ、しかるべき生産物形態に結晶させることに置かれているのである。ただし、この新たな事態の出現と共に、アシエンダから離れたところで行われる労働に対し、名目的な賃金が支払われることになり、また労働者がアシエンダ内で借地人の販売に廻す剰余生産物が買上げられることに伴って、従来以上にアシエンダへの貨幣の流入が生じることになる。

ここには資本が労働力を未だ賃労働の形態で見出すことができないという事態がある。労働力は、アシエンダ内に、すなわち土地所有のもとに包摂されていて、資本はその直接の利用を許されていないのである。資本は土地所有にその使用料を払ってはじめて労働者に自由な剰余労働の強制を加えることができるのである。

さて第2の類型は、典型的には牧畜業を営む企業が買収したアシエンダである。これをミラーは「企業アシエンダ」corporate hacienda<sup>25)</sup>と呼ぶ。ここでは、アシエンダの牧畜経営体への転化により、新しい特徴が加わる。第1の類型と異なって、労働集約的であることの他に近代的な牧畜経営に必要な特殊な設備が加わる。生産物は国内市場での販売が目標となる<sup>26)</sup>。

すなわち、アシエンダとしての基本的性格を残しながら労働過程の諸条件から生産物に至るまでに大きく変化を遂げた、半資本主義的なアシエンダが生まれているというのである。この変化が第2次大戦後各地で、そしてとりわけベ

24) S. Miller, *op. cit.*, p. 136.

25) *Ibid.*

26) *Ibid.* 対象は牧畜に限らない。



ルーにおいて、かつてない規模と激しさを有する農民の決起を生む原因となった。CIDA が先の文献のなかで定式化しているラティフンディオ・ミニフンディオ複合体 *latifundio-minifundio complex* という隷従的關係の有する力の均衡は、この変化によって打ち破られつつある。土地を追われる農民は実力で奪われた土地の奪還をはかろうとする。かかる土地をめぐる擾擾が現代 LA における土地改革論の背景を成している。LA 農業問題の研究者である T. F. キャロルは、1964年の時点でかかる動向が今後益々高まると判断している<sup>27)</sup>。

以上からミラーはミンツ＝ウルフのアシエンダの定義が、「社会的地位に対する渴望」という点でも、「地域市場」という点でも、「稀少な資本」という点でも妥当しないと結論するのである。従って、一致しているところは「従属する労働力」という点だけになる。しかし、ミラーの議論は、このように紹介すると定義にこだわりすぎているとの印象を与えることになるかもしれないが、若干のコメントを加えてきたように、彼自身はアシエンダと資本の関係を種々相において規定することに努めているのである。かかる過渡性そのものの正面からの叙述が後にはもっと詳細に与えられるのであるが、その検討は別の機会に譲って、先に進むことにしよう。

次はプランテーションであるが、ミンツ＝ウルフの定義は次の通りである。「支配する所有者（通常会社に組織されている）と従属する労働力とにより経営され、豊富な資本を使用して大規模市場へ供給するべく組織されている農園であって、そこでは生産諸要素が所有者の社会的身分の必要とは無関係に、主として資本蓄積を増進することを目的に使用される。」<sup>28)</sup>

この規定についてミラーは、労働力に関する規定を別にするると賛成すると述べている<sup>29)</sup>。ミンツ＝ウルフは、労働力について二つの制度の間に重要な差異

27) T. F. Carroll, "La reforma agraria: una fuerza explosiva en America Latina", en, *Reforma Agraria en la América Latina, procesos y perspectivas*, Edición preparada por Óscar Delgado, México, 1965. p. 168. 農業改革論の背景はここにある。

28) S. W. Mintz and E. R. Wolf, *op. cit.*, p. 380.

29) S. Miller, *op. cit.*, p. 137.

を見出している。プランテーションの労働者はすでに耕地主の恣意的な使役を免れており、個人的信用や人格的關係の制度化のような商品關係以外の労働拘束機構に依拠することがないというのである。だから「従属する」とはいつでも、その内容はアシエンダとは全く異っており、プランテーションでは文字通り近代的な労使關係が生れているとの見地が述べられているのである。ミラーは、この規定がペルーの海岸部にあるプランテーション型蔗園には妥当しないという。かれが調査したコスタ北部の最も近代化している地方の15のプランテーションでは、伝統的な型の場合に行われているように、一定面積の土地が畝にされている原住民労働者 *indios* に割り当てられていたのである。その理由は、ミラーによると蔗園の土地条件に求められるという。すなわちその内部には灌漑路より遠く離れているために甘蔗栽培に利用できない限界地が大量に存在しているのである。土地割当をうけた労働者は、プランテーションで毎日 *daily* 労働する。他方、この土地から得られる生産物は管理者にその4分の1を収めることになる。この部分は、手頃な値段で労働者の間に配給される。さらに肉や米の現物支給が行われている。個人信用は明らかに信用のない労働者を除いて、入用者にはあらゆるレベルの者に供与されている。貸付のうちのあるもの、特にインディオへの前貸は、かれらを拘束することを目的としている。制度化された個人的關係は、管理者とあらゆるレベルの労働者との間に強く存在している。住宅供給は労働者を吸引する手段の一つである<sup>30)</sup>。

ミラーは先の一般的な規定とペルーの現実との間に生れる差等は、大部分、特殊な国民的適用ということに帰着するという。ペルーでは甘蔗は1年のうち10カ月に亘って収穫される。だから、定住する安定した労働力が望まれることになる。ところが、LAの他地域での甘蔗収穫期はこれよりずっと短いものであり、豊富な移動労働力を有しているので、労働を吸引する機構を不要にするのであるかもしれないという<sup>31)</sup>。

---

30) *Ibid.*

31) *Ibid.*, p. 138.

ミラーは、以上のように、国民的差異に帰しているのであるが、ここでの論点は労働力の性格規定をめぐるものである。ミンツ＝ウルフはすでに十分な労働市場が成立していることを想定しているのに対して、ミラーはペルーの現実がこの点でその水準にまで到達していないという事実を指摘するのである。ペルーでは、依然として土地所有が、最も進んだ段階にあると考えられている海岸部のプランテーションでなお大きな力を発揮しているのであり、農業企業は労働力確保の点で未だ完全な資本制企業になりきっていないというのである。

以上の如く、ミラーはプランテーションの近代性を主張する議論に対して、農業労働者に関する反証をあげて、この古典的な規定の一般性に一定の留保を与えている。しかし、ミラーはこの留保を逆に一般性にまで高めようとするのではない。彼は、この留保をペルーの一地域に限定している。だが、ミラーが国民的な差異でもって説明せんとしているものは何であろうか。それは、明らかに国民的な社会の発展の水準と特質に関連しているのである。与えられる留保は、ミラー自身が明言している訳ではないが、一般的には、本項の始めに言及した社会全体の近代化に関係したことであって、個別的な段階での近代化がそれと独立に生じえないものであることを意味しているといえるであろう。そして、それは、特殊にはペルーの近代化過程の特質に関係していることである。

山地部のアシエンダと海岸部のアシエンダは、労働力の供給と受容を媒介にして実は密接な関係に置かれてきた。アシエンダ間だけではなく、山地部の共同体と海岸部のアシエンダとの間にも同じようにして深い関係が生れている。つまりアシエンダとプランテーションという二つの農業制度の類型は、ペルーでは互いに独立に存在しているのではなく、相互に深い連関性のうちに置かれてきたのである。これがミラーの論文の主旨であり、ミンツ＝ウルフにはない新しい観点である。

今少し、その点をミラーを離れて詳論すると次のようになる。コスタのアシエンダは元来、技術的には手工業的な労働手段しかもたなかったが、それでもって大量の海外需要に応えるとすれば必要となる大量の単純労働力を所有して

いなかった。そこで労働力調達は、奴隷制の廃止（独立の時点で開始をみる）後は中国人クーリの輸入により、その後は日本人契約移民<sup>32)</sup>という不自由労働の導入となって現われるが、基調としては質的に劣るとみなされていたシエラのインディオ労働力の移入にまつしかなかったのであって、それは、19世紀末から始まり、遅いところで50年代まで続くエンガンチェ *enganche* 制<sup>33)</sup>として大規模に実施されたのであった。この制度がコスタとシエラを結合する紐帯の一つとなり、1930年代には、コスタに一定の資本制生産が開始されるまでに労働者の集積が進み<sup>34)</sup>、次に、それがシエラに反作用してシエラの変革もまた不可避的となったことは、アシエンダの第2類型の生成についてミラーが明らかにしたところであった。

第2類型成立の意義をここで要約すれば次のようになる。(1)経済的自給自足性は生産物の販売および労働手段の獲得のために国内市場への依存が増大して解体する。(2)土地利用は商品生産のために、できるだけ集約化する。(3)小作人社会は市場生産の利害に関心をもつこととなる。(4)価値観が生産性を中心とするようになる。(5)シエラにおける人口の自然増および小作地の不足が生ずる<sup>35)</sup>。

明言してはいないが、ミラーはペルーの両地域のアシエンダの全体としての

32) 植民地時代に輸入された黒人奴隷は、ミタ *mita* 制によるインディオ労働力への依存が可能であったことにより、比較的少く、10万人に達しなかった。しかもその多くは家内奴隷であった。D. P. Werlich, *Peru: A Short History*, 1978, p. 49. その解放は1855年であった。G. V. Levin, *op. cit.*, p. 41. クーリはグアノ採掘への充当を目的として、1849年マカオから輸入開始となり、1876年のプランテーションにおける暴動により輸入は途絶した。その数約9万人といわれる。Ibid., p. 87. 契約移民形式による日本人労働力の導入は森岡商会の手により進められ、明治32年第1回渡航となり大正12年まで続いた。入江寅次「邦人海外発展史上、下」昭和13年、上巻349ページ、下巻275ページ。

33) エンガンチェ制については、P. Blanchard, "The Recruitment of Workers in the Peruvian Sierra at the Turn of the Century", *Inter-American Economic Affairs*, Vol. 33, No. 3. 1979. pp. 63-83 を参照。この制度は隷農制および共同体の存在を前提にしたシエラ労働力のコスタ農園への供給制度であり、前貸金の貸与や地方有力者の介入を含む様々な隷従関係を伴っていた。

34) それは1930年におけるアプリスタ *Aprista* 党の結成となって現われる。P. F. Klarén, *Modernization, Dislocation, and Aprismo*, 1973. p. viii, n. 参照。ただし、コスタにおける土地清掃が直接の契機を成す。

35) S. Miller, *op. cit.*, pp. 211-12.

近代化するなわち国内市場の形成が進行していることを指摘しているのである<sup>36)</sup>。

この過程でコスタのプランテーション労働力の性格はどのように変化するのであろうか。ふたたびミラーに帰ってこの点を聞くことにしよう。

シエラにおける「企業アシエンダ」の成立に伴って成立する過剰人口＝土地不足は、コスタへの大量移住を惹起し、都市周辺のバリアダ *barriada* と呼ばれる貧民街の形成に結果した。たとえば、トルヒーヨ *Trujillo* 市の近くにはポルベニール *El Porvenir* というバリアダが生まれているが、それは1954年には存在しなかったのに1964年には3万人の推定人口を擁していた。同様のことはリマ市についてもパラモンガ市についてもいえる<sup>37)</sup>。このシエラ人口のコスタ流出はシエラにおける政府および「企業アシエンダ」の土地開発計画がこれまで以上に展開しない限り、止むことはない<sup>38)</sup>。かかる移住の直接の効果は、コスタのプランテーションにおける労働力不足に終止符を打ったばかりか、スラムに住む過剰人口を創出した<sup>39)</sup>。

従来、一貫して不熟練労働力の不足に悩んできたコスタのプランテーション<sup>40)</sup>は、今やそれが眼前に隘れているのを見出す。インディオ労働力調達のためにシエラに開かれていた雇用事務所の閉鎖はこれを象徴的に示す<sup>41)</sup>。一種の「出稼ぎ労働」<sup>42)</sup>を意味するエンガンチェ制はここにその歴史の幕を閉じることになる。

その結果、インディオ労働力のシエラとコスタの間およびプランテーション間の移動は停止し、かれらの定着性が増大する。それと共にインディオ家族の安定性が増大し、これまでかれらを拘束するために用いられていた管理機構は

36) ここには「産業資本のための国内市場の形成」を論じた K. マルクスの論述がほぼ妥当している。K. Marx, *Das Kapital* I. MEW., Bd., 23, 1962, SS. 773-77.

37) S. Miller, *op. cit.*, p. 142.

38) *Ibid.*

39) *Ibid.* p. 143.

40) J. C. Mariátegui, *op. cit.*, p. 66.

41) S. Miller, *op. cit.*, p. 143.

42) 赤羽裕, 「低開発国経済分析序説」昭和46年, 179ページ。

不要となる<sup>43)</sup>。インディオはここに債務奴隷状態に終止符を打ち本来のプロレタリアートとしての存在を受けとるのである。

なおかかるプロレタリア化はある日それを促進する要因が合流して劇的に進行することになる。それは1956年という年であるという<sup>44)</sup>。第1の要因はコスタ北部の労働者の組織化に力を有するアプリスタ Aprista 党が支配勢力の一部（キリスト教民主党）の支持を得てその活動に積極的に踏み出したことである。第2の要因は、この年に不熟練労働に代わる機械の採用が可能になったことである。第3要因は、シエラの土地不足が顕在化して大量の移住があったことである。

ミラーはこれらの要因の間の関連を明確にしていないが、それは次のようになるであろう。このうち重要な要因は、第1と第2である。前者はプロレタリアとしてコスタに定着せざるをえない農業労働者を組織化することにより、契約に反する不当な課業の押しつけを止めさせることの他、その労賃水準の引上げに貢献する。それまでシエラの隷農の低い生活水準に規定され、しかもさらにそのような生活の「生計補充的」<sup>45)</sup>であった労賃水準は、いまやそれをもって労働者階級の再生産が行われるべき本来の賃金水準にまで上昇しなければならなくなる<sup>46)</sup>。労賃水準のこの上昇は、他方でコスタ農業経営に機械の採用を強制する。次に賃労働の成長は、農業経営のうちに占める資本の比重をそれだけ一段と高めることになる。そしてそれだけ土地所有は後退する。地主経営はここに初めてそれが包摂する労働力のほぼすべてを賃労働として見出すことになる。地代はそれだけ資本制地代に接近する。しかし、シエラではまた別の過

43) S. Miller, *op. cit.*, p. 203.

44) *Ibid.*

45) 山田盛太郎, 「日本資本主義分析」昭和9年, 改版昭和24年, 51ページ。これは副業についての規定であるが, 「出稼労働」にも基本的に妥当だと考える。

46) 「賃金に食料, 住民・サービスといった様々な現物支給を合せると, 蔗作労働者はリマ市の建設労働者にほぼ等しい所得を得ている。農村労働者としては, これは非常によい所得である。」 J. Cotler and F. Portocarrero, "Peru: Peasant Organizations", in H. A. Landsberger (ed.), *Latin American Peasant Movement*, 1969, p. 304. リマ県の綿作労働者の賃金は, 蔗作労働者の2分の1以下である。 *Ibid.*

程が進行している。そこでは資本は土地所有に作用して無産者を創造している。隷農はその身分を廃止されるとともに、一部その占有地から乱暴に追放されることとなっているのである。

シエラとコスタという発展段階を異にする二つの農業地帯には、いずれも資本の作用が媒介となりながら二つの段階を異にする変化が生じている。そしてこの二つの過程は密接に関連し合いながら進む一つの有機体形成への道となっているのである。

### III

ペルーの代表的な蔗作地帯におけるプランテーションの近代化は、ミラーに従って考察したように、1950年代に本格的に進行し始める。インディオ農業労働者の賃金労働者への転化が進行したことは、ミラーが正しく指摘しているところである。だが、1968年に始まる軍政下の農業改革は、最初に紹介したように最も近代化の進んだ地域を急襲して、各種農業協同組合および農業公益組合 SAIS<sup>47)</sup> を作り上げた。ここにミラーが明らかにした近代化のいわば自然成長的な過程は終りを告げ、有償接収であるため年賦払いの地代形態で残るけれど、もはや前期的土地所有は形式上一挙に経営から姿を消すことになったのである<sup>48)</sup>。ここではその社会的、経済的意義を問うのではなく、かかる形態にならざるをえない原因を明らかにしようとする。それはコスタの大農業経営の近代化の特質を明確にすることになるであろう。

T. F. キャロルは、大土地所有、特にプランテーション型の再編について、驚くべきことに、1964年というペルーの改革の数年まえに、「LA の発展の現

47) 各種組織の構成については、石井章、前掲書、参照。

48) 軍政下の農地改革を一部地代論から論じた一研究は、それにより廃止される地代範疇を絶対地代と解している。これを土地所有一般の要求する地代と解しているからである。R. Zaldivar, "Agrarian Reform and Military Reformism in Peru," in D. Lehmann, *Agrarian Reform & Agrarian Reformism*, 1974, p. 62. 本項でみるように、資本範疇の本来の農業経営における成長は微弱であって、土地所有が「まだ生産の主要条件として現われている」(K. Marx, *Das Kapital*, III. MEW., Bd. 25, S. 792.) としか考えられない段階における改革である。

段階においては、多くのプランテーションは各種の協同組合か国家所有に転換されねばならないであろう<sup>49)</sup>と述べて、今日のペルー農村の姿を予測している。言い換えれば、このような形態によるしか、大土地所有制から農業経営を解放して、それを大経営のまま維持することはできないということなのである。またその理由説明も傾聴に値する。「このことは、（広く信じられているように）規模の経済に対する考慮によるというよりも、主として管理と組織上の能力の極端な不足によるのである。」<sup>50)</sup>（傍点は引用者）と述べている。すなわちその意味は、協同組合形態は、現代のLAプランテーションにおける労働組織の低い発展水準に規定されて登場するのだ、ということである。労働組織の水準は、いうまでもなく物的な生産条件と相互規定の関係にある。従って、土地所有の廃止は、直ちに、それまで労働を組織し、剰余労働を強制していた権力の喪失を意味することになる。その代位物はといえば、物的な強制手段の欠如しているところでは、新たな形態による従来と実質的に変わりのない労働編成によるしか経営維持の手段は存在しない。この新しい組織化の失敗は大経営の解体を意味し、そのときには、自由な小経営が出現してしまうであろう。T. F. キャロルはこのように認識している。それゆえ「豊富な資本」という先の人類学者の規定には大いに疑問の余地があると言わねばならない。たとえば、糖業資本を「近代的」と評価するのは課題の提起において触れたように、通念に属することであるかも知れない。多額の投資とシェアにみられるものとは明らかに異なった自由な労働者の存在がみられるのだから。だがその評価を行うに当っては、その企業の併有する農園を工場から分離し、さらにその生産構造を主体的条件と客体的条件に分かって観察し、労働過程の具体的な編成を明らかにする必要がある。単に投下資本額の大きさや一応の賃労働者の存在、商品生産およびその販売市場などだけから近代的経営＝資本制生産の存在を結論することは大変な誤りをおかすことになりかねない。かつて奴隷制プランター

49) T. F. Carroll, *op. cit.*, p. 168. 傍点, 引用者。

50) *Ibid.*



ションがかかる商品生産の単位だったように、生産物の経済的形態や企業の収益性からは、経営体の近代性は主張できない。ペルー北部コスタの蔗園を近代的と判断する立場からは軍政下の農業改革は理解できないであろう。

この分析の視角は、LA 農業の変革を理解する上で決定的に重要である。新大陸のプランテーションの多くは奴隷制またはそれに類似する制度の前歴を有しており、奴隷制廃止以後も解体せずに存続した大農園はこの野蛮な制度に個有な遅れた労働組織を残存させているからである。

K. マルクスは奴隷制の労働組織の性格について次のように述べている。「大規模な協業の応用は古代世界や中世や近代植民地にもまばらに現われているが、これは直接的な支配隷属関係に、たいていは奴隷制に、基いている。」<sup>51)</sup>かかる協業が単純で非能率的な生産用具と結びつき、また他方で圧制的な指揮、監督に従うものであることはもちろんである。それゆえこの種の協業の發揮する力が、小農経営の勤勉さにはるかに劣るものであることは、歴史上の生産様式の交替の中に示されている。また同じことは空間的にも同一生産部門に小経営が存在することから、指摘できるであろう。たとえば、いま問題の蔗作をとれば、最大の産糖国であるキューバの革命前のそれは「コロノ」制をとっていたし、他にも多くの地域で小経営が行われている<sup>52)</sup>。

アシエンダの一見進んだ管理組織は、発展した資本制生産に伴う高度の協業の表現ではなく、隷農制の遺物の反映であることが理解されるのである。資本制農業は農法的には機械体系を採用しているだけではなく、それと共に地力増進機構を備えるものとして初めて現われることができる。労働生産性の上昇だけではなく、土地生産力の増大が近代的農業生産力の特徴である。それは、労働組織との関連でいえば、工業の場合と同じように監督の叱声や鞭によってではなく、機械を中心に労働手段の体系を介して労働者の協業が組織され、同時

51) K. Marx, *Das Kapital*, I. Bd. 23, MEW., S. 354, 邦訳「マルクス・エンゲルス全集」第23巻, 1965年, 438ページ。

52) 根岸勉治, 「栽植企業方式論」昭和14年, 262ページ。

にそれによってかれらに対する支配が行われるものである。アシエンダがすでに近代化されているということの真の意味は、農法的にかかる水準にまで到達しているか、あるいはそこに向かって前進しているということではなければならないであろう。T. F. キャロルが予言し、軍事政権の実践に示されているように、一見近代的と映るペルー海岸部の農園はかかる実体を備えたものではなかったのである。農業経営は、ミラーの考察にあるように、機械の採用を開始していたが、資本としてそれに適しい生産諸力を実現し、それによって直接生産者を支配するには、はるかに低位の水準にあつて、なお遅れた生産手段を用い、前近代的な労働者管理を、労働者の個人的生活過程においても、専らとすることにより成り立つところの、土地所有に支えられるところがなお大であったのである。

#### IV

ブラック・アフリカについて「出稼ぎ労働力」の範疇を明確にされた赤羽氏は、白人のプランテーションの近代性を論じて、「経営内部の關係は確かに近代的であるが、この経営が原住民社会の全社会機構の再生産に果している役割は明らかに前近代的なものであるといわざるをえない」<sup>53)</sup>と述べられている。この命題は、これまでの本稿の論述と二点で対立する。ブラック・アフリカのプランテーションは LA のそれと性格を異にすることはもちろんであろうが、土地所有の独占に支えられているという点では本質的に同じであろう。従つて、労使關係を「経営内部の關係」の中心と考えれば、その近近代を主張することには、アフリカでも同じように無理があると考える。次に、プランテーションが「原住民社会」を破壊するのではなく、その維持に務めることにその利害を見出すということを理由に上記引用の如く述べられるのであるが、ペルーではここでも全く反対の事態が生じてくることを明らかにした。アフリカの共同体が LA と異なつて一次的關係に止まっていることは確かに根本的な違いで

53) 赤羽裕，前掲書，221ページ。傍点は原文どおり。

あって、それは共同体破壊の契機および作用力の相違となって現われるであろうが、資本がそこに根付き始めるや否や、法的に同一の結果が生じるであろう。ここでは主体的な力ではなく、客観的な諸力が考慮されねばならないのである。

エンガンチェ制という拘束的ではあるが一種の「出稼ぎ」制度を媒介にして進化したペルーのシエラとコスタの交流は、遂に両地帯の社会構造の静態的な再生産ではなく、その質的な否定を生み出すに至っている。しかし、この自然成長的な近代化の過程は、それが全面的となればなるほど、その途上において生ずる矛盾を危険な存在に変えていく。もちろんその推進主体が資本であることは先に見た通りである。シエラの労働地代段階にある隷農制の解体に伴う過剰民の流出は、まるで意図的にそうされたかの如く、現状では都市流入に結果している。この事態は、マルクスがスコットランドにおける土地清掃について述べた次の叙述を思い出させる。「18世紀には、農村から追い出されたゲール人には同時に国外移住も禁止されたが、それは、彼らを無理矢理にグラスゴーやその他の工業都市に追い込むためだった。」<sup>54)</sup> これと同じ事態の生ずる客観的条件のもとに置かれている現代のペルーの進むべき道が資本主義的にはより高度の蓄積段階に進むしかないことは自明であるが、当時と比べものにならない進んだ主体的条件を備えている被収奪者を擁するとき、危機の激化は回避しがたく、積極的な国家干渉が必然化する。弱体な文民政府は強力で急進的な軍事政権に代られねばならなくなる<sup>55)</sup>。だが、低位の生産力段階と高度に組織化される労働者階級が存在するというペルーの農業制度の特質は、生産の主体的条件を決定的な要素とすることにより、組織労働者の発言力を強めることに結果している。この条件をてことすることにより、労働者は新体制のうちに強固な地盤を形成し、軍政権の当初の目的の半分を打ち砕く。寡頭制への打撃は成功し

54) K. Marx, *op. cit.*, S. 757. K. マルクス, 前掲書, 953ページ。

55) 「軍人と文民の急進主義の逆相関は LA のいたるところで見ることができる。」G. D. E. Philip, *op. cit.*, p. 163.

たが、「アプリスタ勢力の失遂」はかなうどころか、彼らの協力なくして協同組合形態の維持が不可能であることが分ってくるのである<sup>56)</sup>。協同組合を政府管理下に置き、実質的にそれまでと変わらない体制を維持し剰余労働の成果を国家に吸収して、国家資本主義路線で現状のラディカルな打開をはかろうとした政府の目論見は、その蓄積基盤の一つの確保に蹉跌するのである。ペルーの「近代的」なプランテーションは、かかる政治過程を生み出すほどに「近代化」を遂げてきていたのである。

(1981年9月18日脱稿)

---

56) *Ibid.*, p. 122.